

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和6年5月24日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国民健康保険税課税台帳システム
②システムの機能	保険税賦課システム移行前の旧ホストシステム情報の照会を行う。 : 国民健康保険税の賦課額、徴収方法、期割税額等
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (旧ホストシステム)
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム5	
①システムの名称	保険税収納システム
②システムの機能	<p>1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。</p> <p>2. 消込 :消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。</p> <p>3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。</p> <p>4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>5. 督促状・催告書の発行 :督促状、納付書付き督促状、催告書および催告書兼領収書を発行する。</p> <p>6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。</p> <p>7. 年度末処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。</p> <p>8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。</p> <p>9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。</p> <p>10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。</p> <p>11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。</p> <p>12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。</p> <p>13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。</p> <p>14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>15. 市内連携機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (保険税賦課システム、資格管理システム、給付システム)</p>

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	いわき市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
その必要性	国民健康保険税の賦課業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 : 税額を算出してこれを基に対象者に対し税額通知を発行するために保有 ・国庫補助等を算定するために保有 ・医療保険関係情報 : 国民健康保険税の税額を算出するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民協働部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民協働部市民課、財政部市民税課、財政部資産税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム)	
③使用目的 ※	・国民健康保険税の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため	
④使用の主体	使用部署	市民協働部国保年金課、財政部税務課、小名浜・勿来・常磐・内郷・四倉税務事務所、総務部情報政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		① 国民健康保険税賦課計算 国民健康保険税額(基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算)の計算、賦課に使用する。 ② 納税通知及び納付書の作成 徴収方法(特別徴収)の決定及び税額の通知及び納付書の作成に使用する。
	情報の突合	・国民健康保険税の税額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社FSK	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【いわき市における措置】

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

【ガバメントクラウドにおける措置】

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名
地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月
日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、
26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番
号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先所在地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、
40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コン
ピュータ名、47.更新ユーザID、48.国保有効フラグ、49.決裁状態、50.文字列型予備項目1、51.記載順位、52.続柄コード、53.資産割算定基礎
額、54.住民税未申告該当コード、55.住民税非課税該当コード、56.稼得区分コード、57.所得把握区分コード、58.給与支払額、59.給与所得
額、60.公的年金所得額、61.その他所得額、62.譲渡所得額、63.総所得金額、64.所得合計控除額、65.公的年金等所得控除額、66.公的
年金等控除額、67.給与特別控除額、68.国保用所得割算定基礎額、69.国保用軽減判定用総所得金額、70.国保用基準総所得金額、
71.ただし書き用給与支払額、72.ただし書き用給与所得金額、73.ただし書き用総所得金額、74.減額判定用年金雑所得額、75.特別控除
額、76.繰り越し損失額、77.記録項目名、78.営業所得額、79.農業所得額、80.その他事業所得額、81.不動産所得額、82.利子所得額、
83.株式配当所得額、84.公募外貸配当所得額、85.公募他配当所得額、86.その他配当所得額、87.給与額、88.主たる給与支払額、89.従
たる給与支払額、90.給与支払額内数専従者給与額、91.公的年金支払額、92.年金雑所得額、93.その他雑所得額、94.総合譲渡短期所
得額、95.総合譲渡短期差引額、96.総合譲渡長期所得額、97.総合譲渡長期差引額、98.総合譲渡分特別控除額、99.一時所得額、100.
一時差引額、101.総合一時所得額、102.短期一般所得額、103.短期一般差引額、104.短期一般特別控除額、105.短期軽減所得額、106.
短期軽減差引額、107.短期軽減特別控除額、108.短期特別控除額、109.長期一般所得額、110.長期一般差引額、111.長期一般特別控
除額、112.長期特定所得額、113.長期特定差引額、114.長期特定特別控除額、115.長期軽減所得額、116.長期軽減差引額、117.長期軽
減特別控除額、118.長期特別所得額、119.長期特別差引額、120.長期特別特別控除額、121.長期特別控除額、122.土地等雑所得額、
123.超短期所得額、124.株式譲渡所得額、125.株式譲渡上場所得額、126.商品先物取引所得額、127.山林所得額、128.総合退職所得
額、129.変動所得額、130.臨時所得額、131.免税所得額、132.肉用牛売却価格、133.肉用牛免税対象所得額、134.肉用牛免税対象外所
得額、135.雑損控除額、136.医療費控除額、137.社会保険料控除額、138.小規模共済控除額、139.生命保険料控除額、140.個人年金保
険料支払額、141.損害保険料控除額、142.長期損害保険料支払額、143.寄附金控除額、144.合計控除額、145.控除配区分、146.配偶者
区分、147.配偶者特別控除額、148.配特有無区分フラグ、149.扶養一般該当人数、150.扶養年少該当人数、151.扶養特定該当人数、152.
扶養老人該当人数、153.扶養同居老人該当人数、154.扶養特障該当人数、155.扶養同居特障該当人数、156.扶養普障該当人数、157.
未成年区分、158.老年者区分、159.寡婦区分、160.障害者区分、161.勤労学生区分、162.住民税申告区分、163.本専区分、164.配専区
分、165.青色専従該当人数、166.白色専従該当人数、167.専従者控除額、168.繰越損失額、169.純損失額、170.譲渡繰越損失額、171.
雑損失額、172.特定株式損失額、173.先物取引損失額、174.居住用特定譲渡所得額、175.居住用特定損失額、176.繰越損失軽減純損
失額、177.繰越損失軽減譲渡損失額、178.市町村端数切捨所得割額、179.市町村均等割額、180.都道府県端数切捨所得割額、181.都
道府県均等割額、182.資料区分、183.推定所得額、184.合計所得金額、185.固定税額、186.個人分税額、187.共有分税額、188.個人減
免区分コード、189.老人70歳以上該当フラグ、190.寝たきり65歳以上該当フラグ、191.障害者手帳該当フラグ、192.知的
障害者該当該当フラグ、193.譲渡所得条文ID、194.特徴該当フラグ、195.国保資格区分、196.取得国保異動区分、197.取得
事由国保異動事由、198.喪失国保異動区分、199.喪失事由国保異動事由、200.退職該当退職異動事由区分、201.退職非該当退職異
動事由区分、202.取得異動年月日、203.取得届出年月日、204.喪失異動年月日、205.喪失届出年月日、206.退職該当異動年月日、207.
退職該当届出年月日、208.退職非該当異動年月日、209.退職非該当届出年月日、210.分離配当所得額、211.株式配当損失額、212.失
業給与所得額、213.失業総所得金額、214.失業所得割算定基礎額、215.失業軽減判定用総所得金額、216.失業基準総所得金額、217.
失業ただし書き用給与所得額、218.失業ただし書き用総所得金額、219.失業者該当該当フラグ、220.住民税未申告該当コード1、221.被
扶養登録区分、222.旧個人番号、223.個人番号結合処理年月日、224.個人番号結合コンピュータ名、225.個人番号結合ユーザ名、226.旧保
険証番号、227.保険証番号結合処理年月日、228.保険証番号結合コンピュータ名、229.保険証番号結合ユーザ名、230.退避算定基礎額、
231.退避失業者算定基礎額、232.予備金額1、233.予備金額2、234.予備金額3、235.予備金額4、236.予備金額5、237.予備項目1、238.
予備項目2、239.資格有無フラグ0、240.介護資格有無フラグ0、241.国保退職有無フラグ0、242.世帯区分0、243.取得異動年月日0、244.保険
証番号内連番0、245.旧国保被保険者フラグ0、246.旧被扶養者フラグ0、247.失業者該当該当フラグ0、248.有効フラグ0、249.資格有無フラ
グ1、250.介護資格有無フラグ1、251.国保退職有無フラグ1、252.世帯区分1、253.取得異動年月日1、254.保険証番号内連番1、255.旧国保被
保険者フラグ1、256.旧被扶養者フラグ1、257.失業者該当該当フラグ1、258.有効フラグ1、259.資格有無フラグ2、260.介護資格有無フラグ2、
261.国保退職有無フラグ2、262.世帯区分2、263.取得異動年月日2、264.保険証番号内連番2、265.旧国保被保険者フラグ2、266.旧被扶
養者フラグ2、267.失業者該当該当フラグ2、268.有効フラグ2、269.資格有無フラグ3、270.介護資格有無フラグ3、271.国保退職有無フラグ3、272.
世帯区分3、273.取得異動年月日3、274.保険証番号内連番3、275.旧国保被保険者フラグ3、276.旧被扶養者フラグ3、277.失業者該当非該
当フラグ3、278.有効フラグ3、279.資格有無フラグ4、280.介護資格有無フラグ4、281.国保退職有無フラグ4、282.世帯区分4、283.取得異動年
月日4、284.保険証番号内連番4、285.旧国保被保険者フラグ4、286.旧被扶養者フラグ4、287.失業者該当該当フラグ4、288.有効フラグ4、289.
資格有無フラグ5、290.介護資格有無フラグ5、291.国保退職有無フラグ5、292.世帯区分5、293.取得異動年月日5、294.保険証番号内連番5、
295.旧国保被保険者フラグ5、296.旧被扶養者フラグ5、297.失業者該当該当フラグ5、298.有効フラグ5、299.資格有無フラグ6、300.介護資格
有無フラグ6、301.国保退職有無フラグ6、302.世帯区分6、303.取得異動年月日6、304.保険証番号内連番6、305.旧国保被保険者フラグ6、
306.旧被扶養者フラグ6、307.失業者該当該当フラグ6、308.有効フラグ6、309.資格有無フラグ7、310.介護資格有無フラグ7、311.国保退職有
無フラグ7、312.世帯区分7、313.取得異動年月日7、314.保険証番号内連番7、315.旧国保被保険者フラグ7、316.旧被扶養者フラグ7、317.失
業者該当非該当フラグ7、318.有効フラグ7、319.資格有無フラグ8、320.介護資格有無フラグ8、321.国保退職有無フラグ8、322.世帯区分8、323.
取得異動年月日8、324.保険証番号内連番8、325.旧国保被保険者フラグ8、326.旧被扶養者フラグ8、327.失業者該当該当フラグ8、328.有
効フラグ8、329.資格有無フラグ9、330.介護資格有無フラグ9、331.国保退職有無フラグ9、332.世帯区分9、333.取得異動年月日9、334.保険証
番号内連番9、335.旧国保被保険者フラグ9、336.旧被扶養者フラグ9、337.失業者該当該当フラグ9、338.有効フラグ9、339.資格有無フラ
グ10、340.介護資格有無フラグ10、341.国保退職有無フラグ10、342.世帯区分10、343.取得異動年月日10、344.保険証番号内連番10、345.旧
国保被保険者フラグ10、346.旧被扶養者フラグ10、347.失業者該当該当フラグ10、348.有効フラグ10、349.資格有無フラグ11、350.介護資格
有無フラグ11、351.国保退職有無フラグ11、352.世帯区分11、353.取得異動年月日11、354.保険証番号内連番11、355.旧国保被保険者フ
ラグ11、356.旧被扶養者フラグ11、357.失業者該当該当フラグ11、358.有効フラグ11、359.資格有無フラグ12、360.介護資格有無フラグ12、361.
国保退職有無フラグ12、362.世帯区分12、363.取得異動年月日12、364.保険証番号内連番12、365.旧国保被保険者フラグ12、366.旧被扶
養者フラグ12、367.失業者該当該当フラグ12、368.有効フラグ12、369.世帯主個人番号、370.通知書番号、371.仮徴収通知書番号、372.本
徴収通知書番号、373.所得割算定基礎額、374.所得割額、375.資産割額、376.均等割人数、377.均等割額、378.平等割額、379.単身平
等割額、380.算出額、381.軽減均等割額、382.軽減平等割額、383.減免額、384.算定額、385.限度超過額、386.切り捨て端数額、387.年
間保険税額、388.退職所得割算定基礎額、389.退職所得割額、390.退職資産割算定基礎額、391.退職資産割額、392.退職均等割人
数、393.退職均等割額、394.退職平等割額、395.退職単身平等割額、396.退職算出額、397.退職軽減均等割額、398.退職軽減平等割
額、399.退職減免額、400.退職算定額、401.退職限度超過額、402.退職切り捨て端数額、403.退職年間保険税額、404.一般所得割算定
基礎額、405.一般所得割額、406.一般資産割算定基礎額、407.一般資産割額、408.一般均等割人数、409.一般均等割額、410.一般平等

割額、411.一般単身平等割額、412.一般算出額、413.一般軽減均等割額、414.一般軽減平等割額、415.一般減免額、416.一般算定額、417.一般限度超過額、418.一般切り捨て端数額、419.一般年間保険税額、420.世帯増減減額月数、421.世帯増減月割減額、422.世帯増減一部増減額、423.合計分増減調整額、424.一般分増減調整額、425.退職者分増減調整額、426.世帯区分、427.国保退職区分コード、428.軽減区分、429.軽減判定合計所得額、430.賦課期日、431.賦課期日世帯主個人番号、432.賦課期日世帯区分、433.賦課期日該当人数、434.未申告該当非該当フラグ、435.基準総所得金額、436.一般基準総所得金額、437.退職基準総所得金額、438.対象月インテックス、439.合計決定保険税額、440.一般分決定保険税額、441.退職者分決定保険税額、442.普徴合計、443.普徴一般、444.普徴退職、445.特徴合計、446.特徴一般、447.特徴退職、448.期別調定額仮算定額、449.期別調定額差引額、450.退職期別調定額仮算定額、451.退職期別調定額差引額、452.一般期別調定額仮算定額、453.一般期別調定額差引額、454.特例区分コード、455.軽減申告区分、456.軽減申告入力年月日、457.軽減申告訂正年月日、458.減免区分、459.医療減免額、460.医療退職減免額、461.介護減免額、462.介護退職減免額、463.支援金減免額、464.支援金退職減免額、465.医療減免率、466.医療退職減免率、467.介護減免率、468.介護退職減免率、469.支援金減免率、470.支援金退職減免率、471.端数処理コード、472.減免額入力年月日、473.減免額訂正年月日、474.軽減2割有効区分、475.軽減2割申請年月日、476.軽減2割訂正年月日、477.徴収区分、478.激変軽減区分、479.激変軽減判定合計所得額、480.単身世帯軽減区分、481.条例減免額、482.条例減免額退職、483.条例減免額一般、484.納期限01、485.納期限02、486.納期限03、487.納期限04、488.納期限05、489.納期限06、490.納期限07、491.納期限08、492.納期限09、493.納期限10、494.納期限11、495.納期限12、496.納期限13、497.納期限14、498.納期限15、499.納期限16、500.納期限17、501.納期限18、502.納期限19、503.納期限20、504.仮算本算区分、505.更正期数、506.計算区分、507.負担調整額、508.退職分負担調整額、509.個人減免種別コード、510.個人減免均等割額、511.個人減免平等割額、512.個人減免退職均等割額、513.個人減免退職平等割額、514.個人減免前決定税額、515.個人減免前退職決定税額、516.個人減免額、517.個人退職減免額、518.個人減免判定用所得額、519.個人減免判定用資産額、520.失業者軽減区分、521.失業者所得割算定基礎額、522.失業者所得割額、523.失業者算出額、524.失業者算定額、525.失業者限度超過額、526.失業者切り捨て端数額、527.失業者年間保険税、528.失業者退職所得割算定基礎額、529.失業者退職所得割額、530.失業者退職算出額、531.失業者退職算定額、532.失業者退職限度超過額、533.失業者退職切り捨て端数額、534.失業者退職年間保険税、535.失業者一般所得割算定基礎額、536.失業者一般所得割額、537.失業者一般算出額、538.失業者一般算定額、539.失業者一般限度超過額、540.失業者一般切り捨て端数額、541.失業者一般年間保険税、542.失業者合計分増減調整額、543.失業者一般分増減調整額、544.失業者退職者分増減調整額、545.失業者合計決定保険税額、546.失業者一般分決定保険税額、547.支退職者分決定保険税額、548.退避退職算定基礎額、549.退避失業者退職算定基礎額、550.介護区分コード、551.介護退職区分コード、552.被保数0、553.国保退職区分コード0、554.退職被保数0、555.軽減区分0、556.単身世帯軽減区分0、557.軽減区分失業前0、558.未申告該当非該当フラグ0、559.旧国保被保数0、560.賦課期日0、561.賦課期日被保数0、562.賦課期日旧国保被保数0、563.賦課期日合計所得額0、564.賦課期日合計所得額激変0、565.賦課期日所得合計失業後0、566.賦課期日合計激変失業後0、567.賦課期日未申告該当非該当フラグ0、568.賦課期日世帯区分0、569.旧被扶養者数0、570.個人減免種別コード0、571.個人減免被保数0、572.個人減免退職被保数0、573.介護個人減免被保数0、574.介護個人減免退職被保数0、575.個人減免判定用所得額0、576.個人減免判定用資産額0、577.老人世帯該当非該当フラグ0、578.介護区分0、579.介護被保数0、580.介護退職区分0、581.介護退職被保数0、582.被保数1、583.国保退職区分コード1、584.退職被保数1、585.軽減区分1、586.単身世帯軽減区分1、587.軽減区分失業前1、588.未申告該当非該当フラグ1、589.旧国保被保数1、590.賦課期日1、591.賦課期日被保数1、592.賦課期日旧国保被保数1、593.賦課期日合計所得額1、594.賦課期日合計所得額激変1、595.賦課期日所得合計失業後1、596.賦課期日合計激変失業後1、597.賦課期日未申告該当非該当フラグ1、598.賦課期日世帯区分1、599.旧被扶養者数1、600.個人減免種別コード1、601.個人減免被保数1、602.個人減免退職被保数1、603.介護個人減免被保数1、604.介護個人減免退職被保数1、605.個人減免判定用所得額1、606.個人減免判定用資産額1、607.老人世帯該当非該当フラグ1、608.介護区分1、609.介護被保数1、610.介護退職区分1、611.介護退職被保数1、612.被保数2、613.国保退職区分コード2、614.退職被保数2、615.軽減区分2、616.単身世帯軽減区分2、617.軽減区分失業前2、618.未申告該当非該当フラグ2、619.旧国保被保数2、620.賦課期日2、621.賦課期日被保数2、622.賦課期日旧国保被保数2、623.賦課期日合計所得額2、624.賦課期日合計所得額激変2、625.賦課期日所得合計失業後2、626.賦課期日合計激変失業後2、627.賦課期日未申告該当非該当フラグ2、628.賦課期日世帯区分2、629.旧被扶養者数2、630.個人減免種別コード2、631.個人減免被保数2、632.個人減免退職被保数2、633.介護個人減免被保数2、634.介護個人減免退職被保数2、635.個人減免判定用所得額2、636.個人減免判定用資産額2、637.老人世帯該当非該当フラグ2、638.介護区分2、639.介護被保数2、640.介護退職区分2、641.介護退職被保数2、642.被保数3、643.国保退職区分コード3、644.退職被保数3、645.軽減区分3、646.単身世帯軽減区分3、647.軽減区分失業前3、648.未申告該当非該当フラグ3、649.旧国保被保数3、650.賦課期日3、651.賦課期日被保数3、652.賦課期日旧国保被保数3、653.賦課期日合計所得額3、654.賦課期日合計所得額激変3、655.賦課期日所得合計失業後3、656.賦課期日合計激変失業後3、657.賦課期日未申告該当非該当フラグ3、658.賦課期日世帯区分3、659.旧被扶養者数3、660.個人減免種別コード3、661.個人減免被保数3、662.個人減免退職被保数3、663.介護個人減免被保数3、664.介護個人減免退職被保数3、665.個人減免判定用所得額3、666.個人減免判定用資産額3、667.老人世帯該当非該当フラグ3、668.介護区分3、669.介護被保数3、670.介護退職区分3、671.介護退職被保数3、672.被保数4、673.国保退職区分コード4、674.退職被保数4、675.軽減区分4、676.単身世帯軽減区分4、677.軽減区分失業前4、678.未申告該当非該当フラグ4、679.旧国保被保数4、680.賦課期日4、681.賦課期日被保数4、682.賦課期日旧国保被保数4、683.賦課期日合計所得額4、684.賦課期日合計所得額激変4、685.賦課期日所得合計失業後4、686.賦課期日合計激変失業後4、687.賦課期日未申告該当非該当フラグ4、688.賦課期日世帯区分4、689.旧被扶養者数4、690.個人減免種別コード4、691.個人減免被保数4、692.個人減免退職被保数4、693.介護個人減免被保数4、694.介護個人減免退職被保数4、695.個人減免判定用所得額4、696.個人減免判定用資産額4、697.老人世帯該当非該当フラグ4、698.介護区分4、699.介護被保数4、700.介護退職区分4、701.介護退職被保数4、702.被保数5、703.国保退職区分コード5、704.退職被保数5、705.軽減区分5、706.単身世帯軽減区分5、707.軽減区分失業前5、708.未申告該当非該当フラグ5、709.旧国保被保数5、710.賦課期日5、711.賦課期日被保数5、712.賦課期日旧国保被保数5、713.賦課期日合計所得額5、714.賦課期日合計所得額激変5、715.賦課期日所得合計失業後5、716.賦課期日合計激変失業後5、717.賦課期日未申告該当非該当フラグ5、718.賦課期日世帯区分5、719.旧被扶養者数5、720.個人減免種別コード5、721.個人減免被保数5、722.個人減免退職被保数5、723.介護個人減免被保数5、724.介護個人減免退職被保数5、725.個人減免判定用所得額5、726.個人減免判定用資産額5、727.老人世帯該当非該当フラグ5、728.介護区分5、729.介護被保数5、730.介護退職区分5、731.介護退職被保数5、732.被保数6、733.国保退職区分コード6、734.退職被保数6、735.軽減区分6、736.単身世帯軽減区分6、737.軽減区分失業前6、738.未申告該当非該当フラグ6、739.旧国保被保数6、740.賦課期日6、741.賦課期日被保数6、742.賦課期日旧国保被保数6、743.賦課期日合計所得額6、744.賦課期日合計所得額激変6、745.賦課期日所得合計失業後6、746.賦課期日合計激変失業後6、747.賦課期日未申告該当非該当フラグ6、748.賦課期日世帯区分6、749.旧被扶養者数6、750.個人減免種別コード6、751.個人減免被保数6、752.個人減免退職被保数6、753.介護個人減免被保数6、754.介護個人減免退職被保数6、755.個人減免判定用所得額6、756.個人減免判定用資産額6、757.老人世帯該当非該当フラグ6、758.介護区分6、759.介護被保数6、760.介護退職区分6、761.介護退職被保数6、762.被保数7、763.国保退職区分コード7、764.退職被保数7、765.軽減区分7、766.単身世帯軽減区分7、767.軽減区分失業前7、768.未申告該当非該当フラグ7、769.旧国保被保数7、770.賦課期日7、771.賦課期日被保数7、772.賦課期日旧国保被保数7、773.賦課期日合計所得額7、774.賦課期日合計所得額激変7、775.賦課期日未申告該当非該当フラグ7、776.賦課期日合計激変失業後7、777.賦課期日未申告該当非該当フラグ7、778.賦課期日世帯区分7、779.旧被扶養者数7、780.個人減免種別コード7、781.個人減免被保数7、782.個人減免退職被保数7、783.介護個人減免被保数7、784.介護個人減免退職被保数7、785.個人減免判定用所得額7、786.個人減免判定用資産額7、787.老人世帯該当非該当フラグ7、788.介護区分7、789.介護被保数7、790.介護退

職区分7、791.介護退職被保数7、792.被保数8、793.国保退職区分コード8、794.退職被保数8、795.軽減区分8、796.単身世帯軽減区分8、797.軽減区分失業前8、798.未申告該当非該当フワグ8、799.旧国保被保数8、800.賦課期日8、801.賦課期日被保数8、802.賦課期日旧国保被保数8、803.賦課期日合計所得額8、804.賦課期日合計所得額激変8、805.賦課期日所得合計失業後8、806.賦課期日合計激変失業後8、807.賦課期日未申告該当非該当フワグ8、808.賦課期日世帯区分8、809.旧被扶養者数8、810.個人減免種別コード8、811.個人減免被保数8、812.個人減免退職被保数8、813.介護個人減免被保数8、814.介護個人減免退職被保数8、815.個人減免判定用所得額8、816.個人減免判定用資産額8、817.老人世帯該当非該当フワグ8、818.介護区分8、819.介護被保数8、820.介護退職区分8、821.介護退職被保数8、822.被保数9、823.国保退職区分コード9、824.退職被保数9、825.軽減区分9、826.単身世帯軽減区分9、827.軽減区分失業前9、828.未申告該当非該当フワグ9、829.旧国保被保数9、830.賦課期日9、831.賦課期日被保数9、832.賦課期日旧国保被保数9、833.賦課期日合計所得額9、834.賦課期日合計所得額激変9、835.賦課期日所得合計失業後9、836.賦課期日合計激変失業後9、837.賦課期日未申告該当非該当フワグ9、838.賦課期日世帯区分9、839.旧被扶養者数9、840.個人減免種別コード9、841.個人減免被保数9、842.個人減免退職被保数9、843.介護個人減免被保数9、844.介護個人減免退職被保数9、845.個人減免判定用所得額9、846.個人減免判定用資産額9、847.老人世帯該当非該当フワグ9、848.介護区分9、849.介護被保数9、850.介護退職区分9、851.介護退職被保数9、852.被保数10、853.国保退職区分コード10、854.退職被保数10、855.軽減区分10、856.単身世帯軽減区分10、857.軽減区分失業前10、858.未申告該当非該当フワグ10、859.旧国保被保数10、860.賦課期日10、861.賦課期日被保数10、862.賦課期日旧国保被保数10、863.賦課期日合計所得額10、864.賦課期日合計所得額激変10、865.賦課期日所得合計失業後10、866.賦課期日合計激変失業後10、867.賦課期日未申告該当非該当フワグ10、868.賦課期日世帯区分10、869.旧被扶養者数10、870.個人減免種別コード10、871.個人減免被保数10、872.個人減免退職被保数10、873.介護個人減免被保数10、874.介護個人減免退職被保数10、875.個人減免判定用所得額10、876.個人減免判定用資産額10、877.老人世帯該当非該当フワグ10、878.介護区分10、879.介護被保数10、880.介護退職区分10、881.介護退職被保数10、882.被保数11、883.国保退職区分コード11、884.退職被保数11、885.軽減区分11、886.単身世帯軽減区分11、887.軽減区分失業前11、888.未申告該当非該当フワグ11、889.旧国保被保数11、890.賦課期日11、891.賦課期日被保数11、892.賦課期日旧国保被保数11、893.賦課期日合計所得額11、894.賦課期日合計所得額激変11、895.賦課期日所得合計失業後11、896.賦課期日合計激変失業後11、897.賦課期日未申告該当非該当フワグ11、898.賦課期日世帯区分11、899.旧被扶養者数11、900.個人減免種別コード11、901.個人減免被保数11、902.個人減免退職被保数11、903.介護個人減免被保数11、904.介護個人減免退職被保数11、905.個人減免判定用所得額11、906.個人減免判定用資産額11、907.老人世帯該当非該当フワグ11、908.介護区分11、909.介護被保数11、910.介護退職区分11、911.介護退職被保数11、912.被保数12、913.国保退職区分コード12、914.退職被保数12、915.軽減区分12、916.単身世帯軽減区分12、917.軽減区分失業前12、918.未申告該当非該当フワグ12、919.旧国保被保数12、920.賦課期日12、921.賦課期日被保数12、922.賦課期日旧国保被保数12、923.賦課期日合計所得額12、924.賦課期日合計所得額激変12、925.賦課期日所得合計失業後12、926.賦課期日合計激変失業後12、927.賦課期日未申告該当非該当フワグ12、928.賦課期日世帯区分12、929.旧被扶養者数12、930.個人減免種別コード12、931.個人減免被保数12、932.個人減免退職被保数12、933.介護個人減免被保数12、934.介護個人減免退職被保数12、935.個人減免判定用所得額12、936.個人減免判定用資産額12、937.老人世帯該当非該当フワグ12、938.介護区分12、939.介護被保数12、940.介護退職区分12、941.介護退職被保数12、942.期別01期調定額、943.期別02期調定額、944.期別03期調定額、945.期別04期調定額、946.期別05期調定額、947.期別06期調定額、948.期別07期調定額、949.期別08期調定額、950.期別09期調定額、951.期別10期調定額、952.期別11期調定額、953.期別12期調定額、954.期別13期調定額、955.期別14期調定額、956.期別15期調定額、957.期別16期調定額、958.期別17期調定額、959.期別18期調定額、960.期別19期調定額、961.期別20期調定額、962.退職01期期別調定額、963.退職02期期別調定額、964.退職03期期別調定額、965.退職04期期別調定額、966.退職05期期別調定額、967.退職06期期別調定額、968.退職07期期別調定額、969.退職08期期別調定額、970.退職09期期別調定額、971.退職10期期別調定額、972.退職11期期別調定額、973.退職12期期別調定額、974.退職13期期別調定額、975.退職14期期別調定額、976.退職15期期別調定額、977.退職16期期別調定額、978.退職17期期別調定額、979.退職18期期別調定額、980.退職19期期別調定額、981.退職20期期別調定額、982.期別特01期調定額、983.期別特02期調定額、984.期別特03期調定額、985.期別特04期調定額、986.期別特05期調定額、987.期別特06期調定額、988.期別特07期調定額、989.期別特08期調定額、990.期別特09期調定額、991.退職特01期期別調定額、992.退職特02期期別調定額、993.退職特03期期別調定額、994.退職特04期期別調定額、995.退職特05期期別調定額、996.退職特06期期別調定額、997.退職特07期期別調定額、998.退職特08期期別調定額、999.退職特09期期別調定額、1000.徴収区分資格判定結果、1001.徴収区分2分の1判定結果、1002.徴収区分登録年月日、1003.徴収区分設定理由区分、1004.判定時更正履歴番号、1005.徴収区分備考、1006.特徴開始月、1007.特徴開始期、1008.年金支給額、1009.介護引落額、1010.国保引落額1、1011.国保引落額2、1012.国保引落端数額、1013.医療引落額1、1014.医療引落額2、1015.医療引落端数額、1016.介護引落額1、1017.介護引落額2、1018.介護引落端数額、1019.支援金引落額1、1020.支援金引落額2、1021.支援金引落端数額、1022.医療退職引落額1、1023.医療退職引落額2、1024.医療退職引落端数額、1025.介護退職引落額1、1026.介護退職引落額2、1027.介護退職引落端数額、1028.支援金退職引落額1、1029.支援金退職引落額2、1030.支援金退職引落端数額、1031.特徴依頼フワグ、1032.特徴依頼年月日、1033.特徴停止フワグ、1034.特徴停止年月日、1035.特徴依頼、1036.特徴依頼結果、1037.年金名称、1038.特徴徴収義務者コード、1039.義務者名称、1040.年度切替コード、1041.氏名漢字、1042.氏名カナ、1043.年齢、1044.性別名称、1045.退職者フワグ、1046.準資格該当準資格区分、1047.住民区分、1048.存在フワグ、1049.世帯番号、1050.世帯主氏名漢字、1051.県市名漢字、1052.現住所地方番書、1053.現住所郵便番号、1054.前住所コード、1055.前住所地方番書、1056.前住所郵便番号、1057.発行日、1058.発行フワグ、1059.連番、1060.役場郵便番号、1061.自治体住所、1062.自治体住所番、1063.郡名、1064.市町村名称、1065.当方郵便番号、1066.当方住所、1067.当方電話番号、1068.当方内線番号、1069.当方市町村名称、1070.当方課名、1071.備考255、1072.被扶養者個人番号、1073.申請年月日、1074.訂正年月日、1075.国保被扶養区分、1076.扶養者個人番号、1077.国保被扶養者国保備考欄、1078.国保被扶養者登録区分、1079.起因区分、1080.国保異動事由、1081.異動年月日、1082.異動連番、1083.退職者該当非該当フワグ、1084.更正連番、1085.決議連番、1086.国保異動事由コード名称、1087.届出年月日、1088.賦課更正処理年月日、1089.現年過年区分、1090.決議日、1091.特例開始事由区分、1092.特例開始年月日、1093.特例開始届出年月日、1094.特例終了事由区分、1095.特例終了年月日、1096.特例終了届出年月日、1097.介護2号適用除外国保備考欄、1098.特例施設区分、1099.最新フワグ、1100.賦課年度、1101.最終期数、1102.収納反映04月期数、1103.医療分合計04月期別税額、1104.医療分退職04月期別税額、1105.介護分合計04月期別税額、1106.介護分退職04月期別税額、1107.支援金分合計04月期別税額、1108.支援金分退職04月期別税額、1109.収納反映05月期数、1110.医療分合計05月期別税額、1111.医療分退職05月期別税額、1112.介護分合計05月期別税額、1113.介護分退職05月期別税額、1114.支援金分合計05月期別税額、1115.支援金分退職05月期別税額、1116.収納反映06月期数、1117.医療分合計06月期別税額、1118.医療分退職06月期別税額、1119.介護分合計06月期別税額、1120.介護分退職06月期別税額、1121.支援金分合計06月期別税額、1122.支援金分退職06月期別税額、1123.収納反映07月期数、1124.医療分合計07月期別税額、1125.医療分退職07月期別税額、1126.介護分合計07月期別税額、1127.介護分退職07月期別税額、1128.支援金分合計07月期別税額、1129.支援金分退職07月期別税額、1130.収納反映08月期数、1131.医療分合計08月期別税額、1132.医療分退職08月期別税額、1133.介護分合計08月期別税額、1134.介護分退職08月期別税額、1135.支援金分合計08月期別税額、1136.支援金分退職08月期別税額、1137.収納反映09月期数、1138.医療分合計09月期別税額、1139.医療分退職09月期別税額、1140.介護分合計09月期別税額、1141.介護分退職09月期別税額、1142.支援金分合計09月期別税額、1143.支援金分退職09月期別税額、1144.収納反映10月期数、1145.医療分合計10月期別税額

税額、1145.医療分退職10月期別税額、1146.医療分退職10月期別税額、1147.介護分合計10月期別税額、1148.介護分退職10月期別税額、1149.支援金分合計10月期別税額、1150.支援金分退職10月期別税額、1151.収納反映11月期数、1152.医療分合計11月期別税額、1153.医療分退職11月期別税額、1154.介護分合計11月期別税額、1155.介護分退職11月期別税額、1156.支援金分合計11月期別税額、1157.支援金分退職11月期別税額、1158.収納反映12月期数、1159.医療分合計12月期別税額、1160.医療分退職12月期別税額、1161.介護分合計12月期別税額、1162.介護分退職12月期別税額、1163.支援金分合計12月期別税額、1164.支援金分退職12月期別税額、1165.収納反映01月期数、1166.医療分合計01月期別税額、1167.医療分退職01月期別税額、1168.介護分合計01月期別税額、1169.介護分退職01月期別税額、1170.支援金分合計01月期別税額、1171.支援金分退職01月期別税額、1172.収納反映02月期数、1173.医療分合計02月期別税額、1174.医療分退職02月期別税額、1175.介護分合計02月期別税額、1176.介護分退職02月期別税額、1177.支援金分合計02月期別税額、1178.支援金分退職02月期別税額、1179.収納反映03月期数、1180.医療分合計03月期別税額、1181.医療分退職03月期別税額、1182.介護分合計03月期別税額、1183.介護分退職03月期別税額、1184.支援金分合計03月期別税額、1185.支援金分退職03月期別税額、1186.履歴番号、1187.有効フラグ、1188.登録年月日、1189.減免理由コード、1190.減免理由、1191.前回登録年月日、1192.前回申請年月日、1193.前回減免理由コード、1194.前回減免理由、1195.前回医療減免額、1196.前回医療退職減免額、1197.前回支援金減免額、1198.前回支援金退職減免額、1199.前回介護減免額、1200.前回介護退職減免額、1201.平等割減免率、1202.平等割減免該当フラグ01、1203.平等割減免該当フラグ02、1204.平等割減免該当フラグ03、1205.平等割減免該当フラグ04、1206.平等割減免該当フラグ05、1207.平等割減免該当フラグ06、1208.平等割減免該当フラグ07、1209.平等割減免該当フラグ08、1210.平等割減免該当フラグ09、1211.平等割減免該当フラグ10、1212.平等割減免該当フラグ11、1213.平等割減免該当フラグ12、1214.平等割減免額医療、1215.平等割減免額支援、1216.平等割減免額介護、1217.均等割減免率、1218.均等割減免該当フラグ01、1219.均等割減免該当フラグ02、1220.均等割減免該当フラグ03、1221.均等割減免該当フラグ04、1222.均等割減免該当フラグ05、1223.均等割減免該当フラグ06、1224.均等割減免該当フラグ07、1225.均等割減免該当フラグ08、1226.均等割減免該当フラグ09、1227.均等割減免該当フラグ10、1228.均等割減免該当フラグ11、1229.均等割減免該当フラグ12、1230.均等割減免額医療、1231.均等割減免額支援、1232.均等割減免額介護、1233.所得割減免率、1234.所得割減免該当フラグ01、1235.所得割減免該当フラグ02、1236.所得割減免該当フラグ03、1237.所得割減免該当フラグ04、1238.所得割減免該当フラグ05、1239.所得割減免該当フラグ06、1240.所得割減免該当フラグ07、1241.所得割減免該当フラグ08、1242.所得割減免該当フラグ09、1243.所得割減免該当フラグ10、1244.所得割減免該当フラグ11、1245.所得割減免該当フラグ12、1246.所得割減免額医療、1247.所得割減免額支援、1248.所得割減免額介護、1249.資産割減免率、1250.資産割減免該当フラグ01、1251.資産割減免該当フラグ02、1252.資産割減免該当フラグ03、1253.資産割減免該当フラグ04、1254.資産割減免該当フラグ05、1255.資産割減免該当フラグ06、1256.資産割減免該当フラグ07、1257.資産割減免該当フラグ08、1258.資産割減免該当フラグ09、1259.資産割減免該当フラグ10、1260.資産割減免該当フラグ11、1261.資産割減免該当フラグ12、1262.資産割減免額医療、1263.資産割減免額支援、1264.資産割減免額介護、1265.府県コード、1266.年金特徴市町村コード、1267.通知内容コード、1268.特別徴収制度コード、1269.作成西暦年、1270.作成月、1271.作成日年金特徴、1272.基礎年金番号、1273.年金特徴年金コード、1274.共済年金証書記号番号、1275.対象月、1276.レコード区分、1277.年金特徴予備1、1278.年金特徴予備2、1279.生年月日西暦年、1280.生年月日月年金特徴、1281.生年月日日年金特徴、1282.性別、1283.年金特徴氏名カナ、1284.氏名カナシフトコード、1285.年金特徴氏名漢字、1286.氏名漢字シフトコード、1287.住所郵便番号、1288.年金特徴住所カナ、1289.住所カナシフトコード、1290.年金特徴住所漢字、1291.住所漢字シフトコード、1292.年金特徴各種区分、1293.年金特徴処理結果、1294.後期移管コード、1295.各種西暦年、1296.各種月、1297.各種日、1298.年金特徴金額1、1299.年金特徴金額2、1300.年金特徴金額3、1301.年金特徴予備3、1302.年金特徴通知書番号、1303.介護被保険者番号、1304.個人コード区分、1305.個人コード個人番号、1306.介護住所地特例、1307.介護捕捉年月日、1308.介護待機フラグ、1309.年金特徴予備、1310.処理年月日、1311.特徴口座申請理由コード、1312.理由、1313.未就学児年齢区分、1314.未就学児均等割減額(基礎額)、1315.未就学児均等割減額(支援金額)、1316.旧未就学児均等割減額(基礎額)、1317.旧未就学児均等割減額(支援金額)

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名管理機能を有する団体内統合利用番号連携サーバーにおいては、システム間連携機能により、連携する庁内業務システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止している。 <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。 ・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。 <p><いわき市における措置></p> <p>宛名情報にアクセスすることによって個人情報を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、国保税関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する職員を特定してユーザーIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザーIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 <p><団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザーIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 <p><いわき市における措置></p> <p>システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。 ・住民記録システム及び税務システムにおいては、記録媒体への情報書き込みを禁止している。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定・情報漏洩を防ぐための保管に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合利用番号連携サーバーへの通信に限定してシステムログ（連携日時等）としてストレージ等に5年間記録している。 <p><団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に5年間記録している。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンタで保管する。 <p><いわき市における措置></p> <p>庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはアクセスログに記録している。</p>	
その他の措置の内容	ハードディスク、USBメモリ、CDへの書き込みをシステム側で禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合利用番号連携サーバーへの通信に限定している。 ・番号法および条例の規定の範囲内において情報照会を行う。 <p><団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとの情報連携は、団体内統合利用番号連携サーバーが一括して行うため、業務システムから中間サーバーへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合利用番号連携サーバーにおいて、中間サーバーへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合利用番号連携サーバーのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二および第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	死者の個人番号についても生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>○物理的対策</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>○技術的対策</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【いわき市における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。 ・委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>
 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。
 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。
 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所本庁1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、情報公開センターへ郵送で請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	いわき市市民協働部国保年金課 970-8686 いわき市平字梅本21番地
②対応方法	問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年5月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 吉村 公孝	国保年金課長 本間 雅雄	事後	
平成28年9月2日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワード及び乱数表による認証を行っている。	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	事後	
平成28年9月2日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月1日	平成28年9月1日	事後	
平成29年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 本間 雅雄	国保年金課長 本田 功	事後	
平成30年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 本田 功	国保年金課長 山野邊 英世	事後	
平成31年2月12日	I 6 ②所属長の役職名	国保年金課長 山野邊 英世	国保年金課長	事後	
平成31年2月12日	Ⅲ 7 ② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
平成31年2月12日	Ⅱ 5 移転先①法令上の根拠	番号法第9条第2項(条例制定予定)	番号法第9条第2項	事後	
令和3年9月1日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月21日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和5年2月21日	Ⅱ 2 ④記録される項目 別添1	期別税額(第1期～第5期)、分離譲渡所得員額(短期)、分離譲渡所得員額(長期)、分離譲渡所得員額(優良住宅地)、世帯の年齢別人員 0歳～3歳、世帯の年齢別人員 65歳～69歳、世帯の年齢別人員 70歳以上	期別税額(第1期～第8期)、分離譲渡所得金額(短期)、分離譲渡所得金額(長期)、分離譲渡所得金額(優良住宅地)、未就学児の人数、未就学児の課税額、世帯の年齢別人員 0歳～7歳、世帯の年齢別人員 40歳～64歳、世帯の年齢別人員 65歳～74歳、世帯の年齢別人員 75歳以上	事後	
令和5年2月21日	Ⅱ 5 特定個人情報の提供・移転	移転を行っている(1件)	移転を行っていない 移転先1削除	事後	
令和5年2月21日	Ⅲ 3 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びリスクに対する措置		・特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。 ・住民記録システム及び税務システムにおいては、記録媒体への情報書き込みを禁止している。	事後	
令和5年2月21日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い ・再委託の禁止	事後	
令和5年2月21日	Ⅲ 5 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはアクセスログに記録している。	庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはアクセスログに記録している。	事後	
令和5年2月21日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年9月1日	令和5年2月21日	事後	
令和6年5月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	【概要】 地方税法及びいわき市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険の加入・脱退に伴う国民健康保険税の賦課事務を行う。 【内容】 ①国民健康保険税の賦課、徴収方法、期割税額の決定・管理 ②税額の通知 ③国民健康保険税の軽減措置 ④国民健康保険税の減免申請の受理、承認もしくは却下の決定及び通知 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	地方税法、いわき市国民健康保険税条例、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ① システムの名称	ホストシステム	保険税賦課システム	事前	

令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ② システムの機能	国民健康保険の加入脱退に伴う被保険者の加入期間から、当該年度賦課対象者の所得及び資産を把握し、保険税を算定し保険税の賦課事務を行い、それに伴う賦課情報を逐次更新する。	1. 照会 : 国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、固定資産税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。 2. 申請受付 : 減免申請などを受け付ける。*減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。 3. 賦課資料入力 : 所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。 4. 更正決議 : 月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応して、増額と減額を分けて決議する。 5. 税額試算 : 架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ② システムの機能	国民健康保険の加入脱退に伴う被保険者の加入期間から、当該年度賦課対象者の所得及び資産を把握し、保険税を算定し保険税の賦課事務を行い、それに伴う賦課情報を逐次更新する。	6. 税率試算 : 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。 また、国民健康保険中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。 7. 当初賦課処理計算 : 本算定の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。 8. 各種帳票の出力 : 賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。 9. 国・都道府県への報告資料の作成 : 国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。 10. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他()	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他(資格管理システム、保険税収納システム)	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ② システムの機能	国民健康保険税の賦課額、徴収方法、期割税額等を管理する。	保険税賦課システム移行前の旧ホストシステム情報の照会を行う。 : 国民健康保険税の賦課額、徴収方法、期割税額等	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他()	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他(旧ホストシステム)	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他(中間サーバー、既存業務システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他(中間サーバー、既存業務システム)	事後	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ① システムの名称		保険税収納システム	事前	

令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ② システムの機能		1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。 2. 消込 :消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。 4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5. 督促状・催告書の発行 :督促状・納付書付き督促状、催告書および催告書兼領収書を発行する。 6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。 7. 年度末処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ② システムの機能		8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。 9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。 10. 滞納処分 -差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換償猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。 11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。 12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。 13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 15. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続		[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(保険税賦課システム、資格管理システム、給付システム)	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び加入世帯	いわき市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲 その必要性	国民健康保険税を賦課するにあたり、加入者・世帯主等の正確な特定個人情報を保有	国民健康保険税の賦課業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	事前	

令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及びその他住民票関係情報:加入者の世帯状況等を確認するために保有 ・地方税、医療保険関係情報:国民健康保険税の賦課を行うために保有	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 :税額を算出してこれを基に対象者に対し税額通知を発行するために保有 ・国庫補助等を算定するために保有 ・医療保険関係情報 :国民健康保険税の税額を算出するために保	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	[] その他()	[○]その他(既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム)	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 使用目的	国民健康保険税賦課	・国民健康保険税の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法	① 国民健康保険税賦課計算 住民情報、所得情報をもとに国民健康保険税の賦課計算を行う。 ② 納税通知 徴収方法(特別徴収)の決定及び税額の通知	① 国民健康保険税賦課計算 国民健康保険税額(基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算)の計算、賦課に使用する。 ② 納税通知及び納付書の作成 徴収方法(特別徴収)の決定及び税額の通知及び納付書の作成に使用する。	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法 情報の突合	①住民票関係情報と突合して、資格の状況を確認する。 ②地方税関係情報と突合して、所得額を確認する。	・国民健康保険税の税額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱い	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事前	

令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ① 委託内容	国民健康保険税賦課事務を当市に代行して実施するために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	【いわき市における措置】 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 【ガバナメントクラウドにおける措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMADのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	【いわき市における措置】 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
令和6年5月24日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		記録項目の追加	事前	
令和6年5月24日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置】 ＜市区町村事務処理標準システムにおける措置＞ ・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・いずれの場合も複数職員によるチェック、入力結果確認用リストを用いた事後チェック、バーコードリーダーを用いた機械入力といった対応をとることで誤入力を防止する。 ＜団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止している。 ＜いわき市における措置＞ ・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手【必要な情報以外を入手することを防止するための措置】 ＜市区町村事務処理標準システムにおける措置＞ ・必要な情報以外の登録ができないよう、データベース項目の設計および入力項目の制御を行っている。また、入力内容については、複数人による二重チェックを実施する。 ＜団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・団体内統合利用番号連携サーバーのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと団体内統合利用番号連携サーバーおよび移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。 ＜いわき市における措置＞ ・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情	事前	
令和6年5月24日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。	【必要な情報以外を入手することを防止するための措置】 ＜市区町村事務処理標準システムにおける措置＞ ・必要な情報以外の登録ができないよう、データベース項目の設計および入力項目の制御を行っている。また、入力内容については、複数人による二重チェックを実施する。 ＜団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・団体内統合利用番号連携サーバーのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと団体内統合利用番号連携サーバーおよび移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。 ＜いわき市における措置＞ ・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情	事前	

<p>令和6年5月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>宛名情報にアクセスすることによって個人情報を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、国保税関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。</p>	<p><団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置> ・団体内統合宛名管理機能を有する団体内統合利用番号連携サーバーにおいては、システム間連携機能により、連携する庁内業務システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止している。 <市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。 ・連携サーバーを介した連携になるため、連携サーバー側のアクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。 <いわき市における措置> 宛名情報にアクセスすることによって個人情報を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、国保税関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年5月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p>	<p>システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</p>	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・システムを使用する職員を特定してユーザーIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザーIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 <団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置> ・ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザーIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 <いわき市における措置> システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和6年5月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。 ・住民記録システム及び税務システムにおいては、記録媒体への情報書き込みを禁止している。</p>	<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。 ・住民記録システム及び税務システムにおいては、記録媒体への情報書き込みを禁止している。 ・スクリーンセーブ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年5月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはアクセスログに記録している。</p>	<p>＜市区町村事務処理標準システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合利用番号連携サーバーへの通信に限定してシステムログ（連携日時等）としてストレージ等に5年間記録している。 ＜団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に5年間記録している。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンタで保管する。 ＜いわき市における措置＞ 庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはアクセスログに記録している。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年5月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>＜市区町村事務処理標準システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号法および条例の規定の範囲内において情報照会を行う。 ＜団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーとの情報連携は、団体内統合利用番号連携サーバーが一括して行うため、業務システムから中間サーバーへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合利用番号連携サーバーにおいて、中間サーバーへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合利用番号連携サーバーのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年5月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>		<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二および第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和6年5月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><ガバメントクラウドにおける措置> ○物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ○技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年5月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年5月24日</p>	<p>V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日</p>	<p>令和5年2月21日</p>	<p>令和6年5月24日</p>	<p>事後</p>	